

本講義資料のご利用にあたって

本講義資料内には、東京大学が第三者より許諾を得て利用している画像等や、各種ライセンスによって提供されている画像等が含まれています。個々の画像等の利用については、それぞれの権利者の定めるところに従ってください。

著作権が東京大学の教員等に帰属する著作物については、非営利かつ教育的な目的に限り再利用することができます。

ご利用にあたっては、以下のクレジットを明記してください。

クレジット：

UTokyo Online Education 学術フロンティア講義 2022 小川真理子



ジェンダー不平等を考える

2022年10月3日（月）5限 17:05-18:35

第1回 ガイダンスとイントロダクション

東京大学男女共同参画室副室長

大学院情報学環特任准教授

小川 真理子

講義の流れ

1. ジェンダーの基礎概念
2. ジェンダー平等に関する課題

1. ジェンダー概念の系譜

(1) ジェンダー

ジェンダーという考え方はどのようにして生まれたのか？

ジェンダー もともと文法上の性の分類を表す用語



女性解放運動や女性学の発展によりジェンダー概念が
発展



性別役割分業 男性は生産労働 女性は家事労働

家事・育児・介護等家の中の労働は無償労働



アンペイドワーク

性差別や女性差別（「女性」という存在におこる不平等な事象）



女性の経験の顕在・理論化、メカニズムの解明

- ・ 人間に平等に与えられる権利がなぜ「女性」にのみ与えられないのか
「女と男」の違いは、「性別」による違い

→ 「性別」には、生物学的分類、社会的分類

男性学

男性であるがゆえに抱え込んでいる問題を男性の視点から批判的に見直し、男性にとって生きやすい社会を目指す

(2) 性別認識とジェンダーの再定義

1950年代 米性科学者 ジョン・マネー

「生殖器官による性sex」ではなく、

「性愛から社会的役割などを包括的に捉える性」を表す語を求め、「文法上の性別を表す語」であったgenderを用いる

(3) ジェンダーという言葉の用法

1995年 北京世界女性会議

北京宣言及び行動綱領でジェンダーが多く使われる
ジェンダー・フリー 固定的な性別役割からの解放
性別という考え方の壁（バリア）をなくす
ジェンダー・バイアス 性別にかかわる偏見や差別、
固定的な役割観

◆分析概念としてのジェンダーの有効性

- ・性別が社会的に構築されたものであるかもしれないことを考察
- ・既存の学問研究がもつ前提や基準をジェンダーの視点から
問い直す

2. ジェンダー平等政策における論点

1999年 男女共同参画社会基本法

第5次男女共同参画基本計画（2020.12.25閣議決定）における課題

「202030目標」の未達成

202030目標：社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に占める女性比率が少なくとも30%程度となるよう期待する
（2003年目標設定）

全体として「30%」の水準には程遠い
諸外国の推進スピードは速く
日本は女性の参画が遅れている

【新たな目標】

2020年代の可能な限り早期に30%程度になるよう目指す

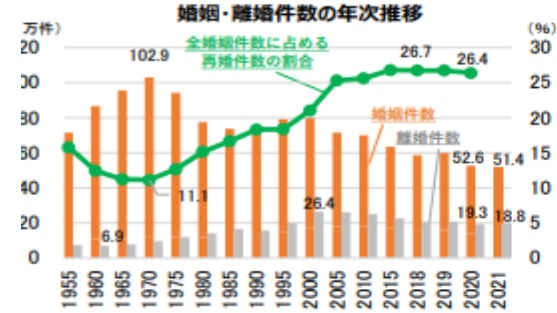
・進捗が遅れている要因

- 政治分野（有権者の約52%は女性）**
 - ・立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難
 - ・人材育成の機会の不足
 - ・候補者や政治家に対するハラスメント
- 経済分野**
 - ・管理職・役員へのパイプラインの構築が途上
- 社会全体**
 - ・固定的な性別役割分担意識

内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～（説明資料）」p.1より抜粋
https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/5th_gaiyo.pdf

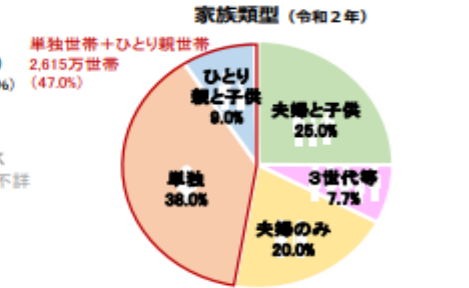
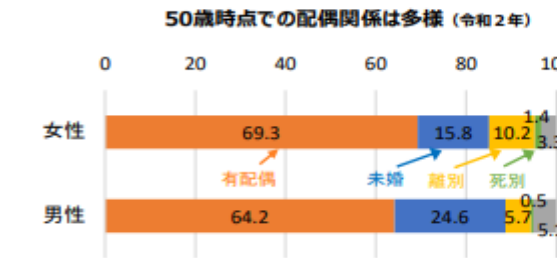
女性版骨太の方針2022（2022.6.3）における課題

- I 女性の経済的自立
- II 女性が尊厳と誇りを持って
生きられる社会の実現
- III 男性の家庭・地域社会における活躍
- IV 女性の登用目標達成



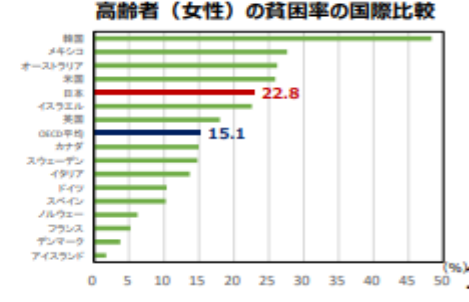
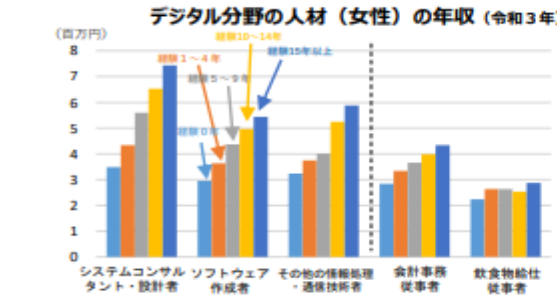
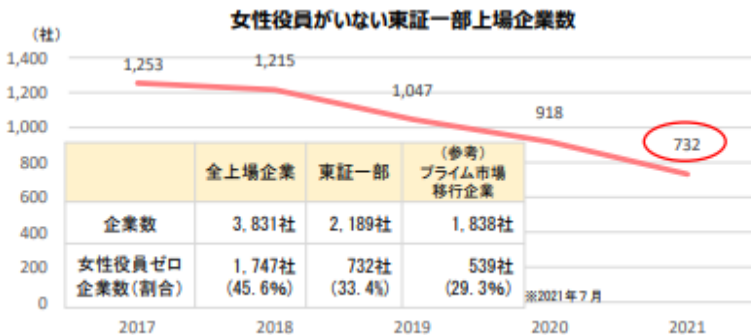
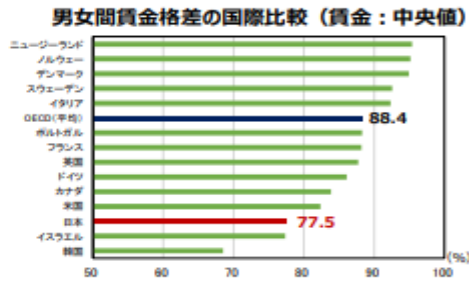
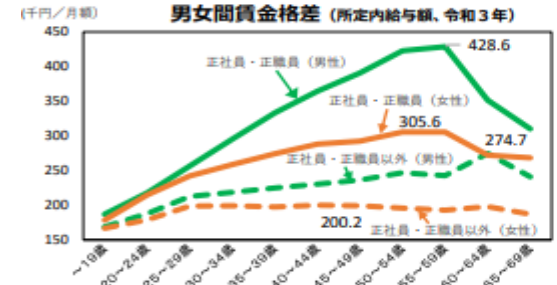
男女の寿命 (令和2年)

	女性	男性
90歳時生存割合	52.6%	28.1%
95歳時生存割合	27.9%	10.5%
平均寿命	87.71歳	81.56歳
死亡年齢最頻値	93歳	88歳



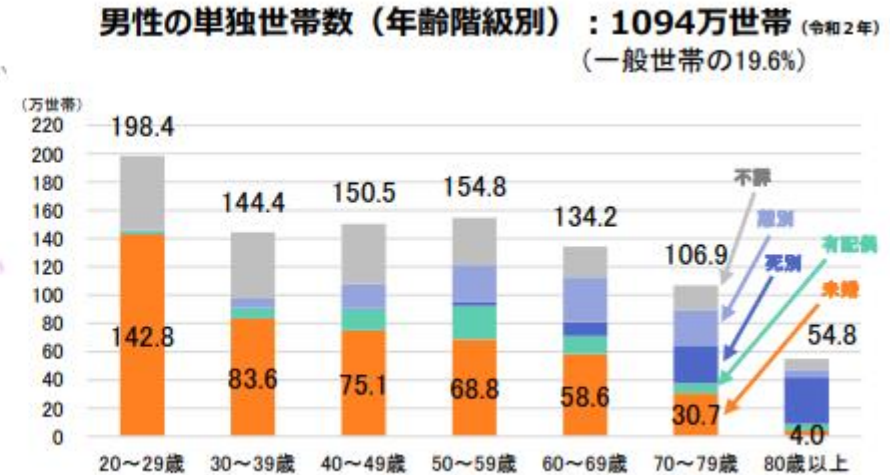
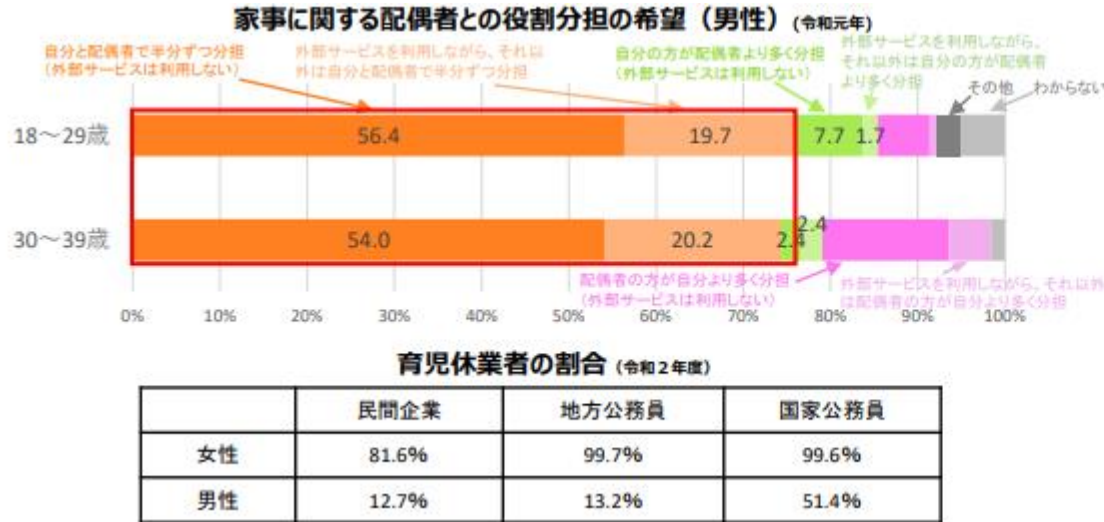
	女性ゼロ議会数	議会数	女性ゼロ議会比率
都道府県議会	0	47	0.0%
市区町村議会	275	1741	15.8%
市議会	25	792	3.2%
特別区議会	0	23	0.0%
町村議会	250	926	27.0%

※令和3年12月



女性版骨太の方針2022（2022.6.3）における課題

Ⅲ 男性の家庭・地域社会における活躍



内閣府男女共同参画局「女性版骨太の方針2022（女性活躍・男女共同参画の重点方針2022）説明資料」p.4

男性の育児休業取得の推進

コロナ禍で広まったテレワーク等の多様な働き方の定着

男性の孤独・孤立対策

(1) 選択的夫婦別姓

民法750条の改正案としての選択的夫婦別姓（別氏）制度 導入の議論

1996年 法制審議会、民法改正要綱の答申

2009年 国連女性差別撤廃条約 男女平等の観点

民法改正を「勧告」、2016年3度目の「勧告」

2015年 最高裁大法廷判決

夫婦同姓の規定は「合憲」

2021年 最高裁大法廷判決

2015年の判決同様、夫婦同姓の規定は「合憲」

1) 選択的夫婦別姓

最高裁大法廷 (2021) 最高裁裁判官 計15人

合憲と判断 (11人)

違憲と判断 (4人)

選択的夫婦別姓は認められず

最高裁大法廷 (2015) 合憲

夫婦同姓は「日本の伝統」なのか

2021.7.6

政治学者



なかむら としこ
中村 敏子

『女性差別はどう作られてきたか』
(集英社新書 2021) 著者

私の視点

選択的夫婦別姓をめぐる、最高裁大法廷が再び、別姓を認めない現行法を合憲と判断した。決定は国会での議論を促す内容だったが、導入に反対する人がしばしば口にするのが、夫婦同姓は「日本の伝統」であるということだ。それは歴史的事実なのかを、考えてみたい。

江戸時代には、公式に名字を持っていたのは武士以上の階級に属する人々だけだったが、武家の女性は結婚後も実家の名字を名乗っていた。平民に名字の使用が許可されたのは明治3(1870)年のことだ。翌年、戸籍法を定めて氏名によって国民を把握しようとした際に、妻の結婚後の姓をどうするかが問題となった。そして明治9(1876)年の太政官指令によって、妻は嫁入り後も「生家の氏」をとなえるべきものと定められた。当時の日本人が、姓はそれぞれの人の出自を表すと考えていた、ということを示している。

夫婦同姓が導入されたのは、その約20年後。明治31(1898)年に「妻は婚姻によりて夫の家に入り」「その家の氏を称す」と定める明治民法が制定された。これは「夫婦一体」という結婚観によって同姓を強制していた西洋の影響が大きい。

「戸籍を同じくするなら姓を同じにするべきだ」という人もいる。だが、戸籍が編製されてから明治民法で夫婦同姓が定められるまで、同じ戸籍の夫婦でも別の姓を名乗っていた

同姓は「伝統」と言えない

歴史にみる夫婦の名字

たという事実がある。「同じ戸籍に入っている」とこと「同じ姓を名乗る」ことは、別の話だったのだ。

もし「姓が同じでなければ家族の絆が危くなる」というのなら、夫婦が別姓であった明治民法までの日本の家族は、解体の危機にあったことになるのではないか。

いま、一人っ子同士がどちらの姓を選ぶかを決めるのが難しいために、結婚を延期するという話を聞く。同様の問題は明治期にもあった。結婚する男女が両者とも「家」の代表者である戸主である場合には、結婚して「家」を合わせる「合家」という制度が存在した。その際には、一つとなった「家」の名字をどうするか問題となった。

当時の人は、「新しい名字を創設する」「両方の名字を併称する」などを考え、政府にうかがいを立てていたことが記録に残っている。しかし、当時の政府は認めず、どちらか一つの姓にするよう指令した。

夫婦同姓制度は、西洋の影響を受けた明治政府によってつくられ現在まで続くものであり、日本の「伝統」ということはできない。女性運動の成果により他国ではこれが解消された。今も同姓が強制されている国は日本だけなのである。

(2) 政治分野における女性の参画

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正(2021.6)

改正の背景: 諸外国と比べ大きく遅れる政治分野への女性の参画

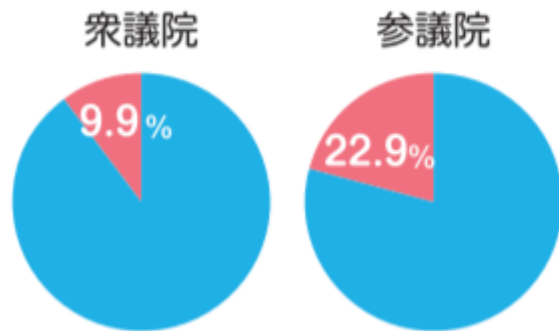
国会議員(衆議員議員)に占める女性の割合 9.9%

世界193カ国中**166**位(列国議会同盟2021.1.1時点)

改正のポイント: 男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備

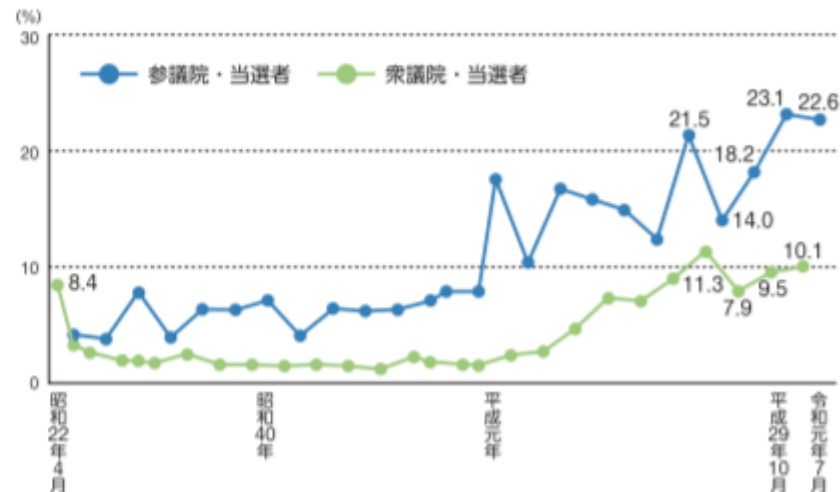
政党等: 男女の候補者数の目標設定(努力義務)、国・地方自治体の責務及び施策の**強化**、両立支援・マタハラ・セクハラ防止等 (cf. 太田肇『同調圧力の正体』)

国会議員の女性議員比率



(備考) 衆議院は令和2年6月17日現在(衆議院HPより)
参議院は令和2年7月2日現在(参議院HPより)

国政選挙の当選者に占める女性比率の推移



(備考) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」、「参議院議員通常選挙結果調」より作成

(2) 政治分野における女性の参画

世界130カ国近くが政治分野でクオータ制（女性の議員や候補者の最低割合を定める差別是正措置）を導入、先進国では日本のみが低迷

諸外国の女性議員比率の推移

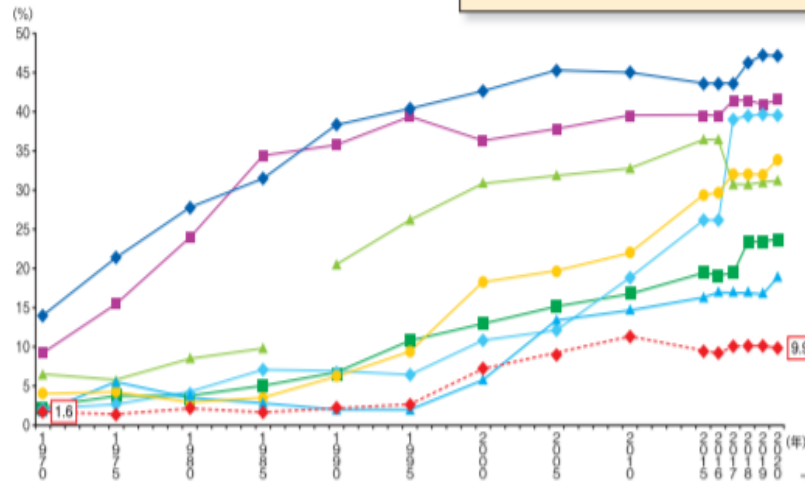
諸外国では女性議員が増加しているが、比較して日本の女性議員は少ない

世界の女性議員比率

《世界平均》下院又は一院制議会 25.0% (2000年 13.5%)
上院 24.8% (同年 10.7%)

〔南北アメリカ〕 31.7% (2000年 15.4%)
〔欧州〕 30.1% (同年 15.4%)
〔サブサハラ・アフリカ〕 24.8% (同年 11.1%)
〔アジア〕 20.6% (同年 15.0%)
〔大洋州〕 16.7% (同年 12.2%)

※各平均値は2020年6月(括弧内は2000年1月)の下院又は一院制議会の数値

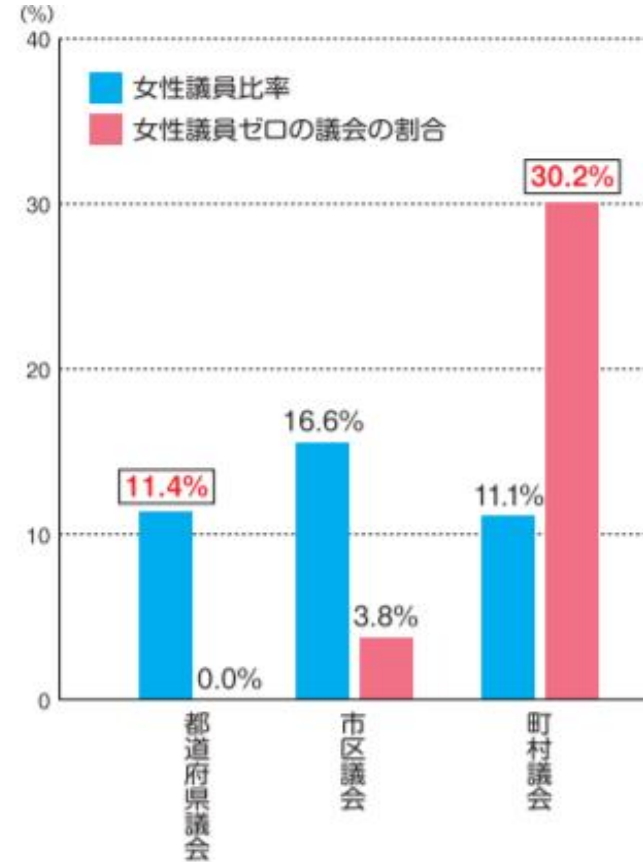


(備考) 列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union: IPU) 公表データより作成

国名	順位	割合
スウェーデン	7	47.0
ノルウェー	17	41.4
フランス	26	39.5
イギリス	38	33.9
ドイツ	47	31.2
アメリカ	81	23.6
韓国	117	17.6
日本	163	9.9

下院又は一院制議会(日本は衆議院)、2020年6月現在
2020年7月6日閲覧

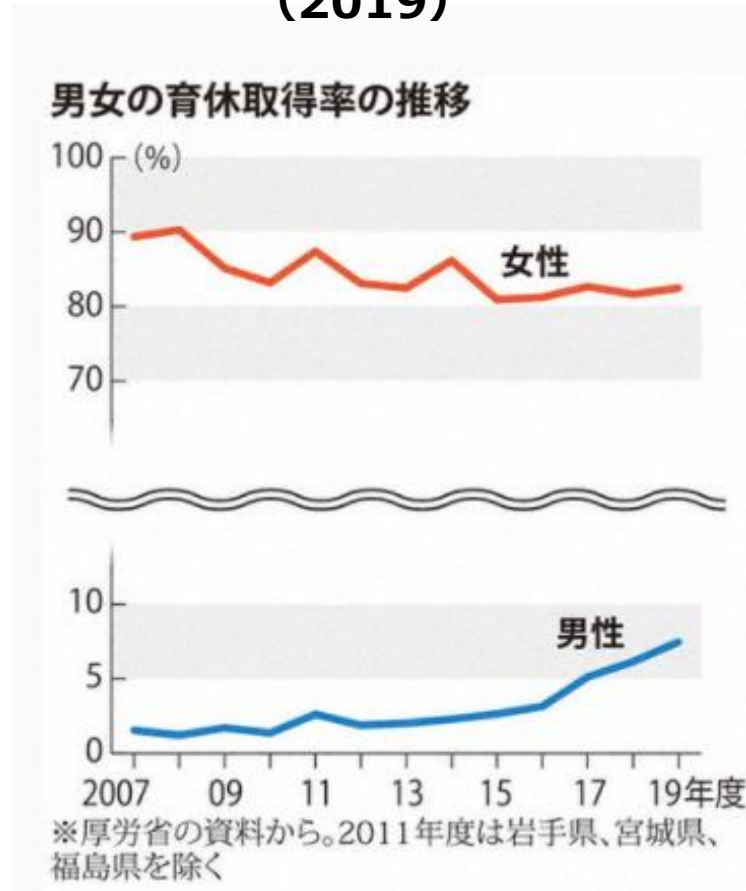
都道府県議会の女性議員比率約1割、町村議会の約3割で女性議員ゼロ



(備考) 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」
(令和元年12月31日現在)より集計

(3) WLB、男性の育児休業取得

男女の育休取得率の推移
女性83%、男性7.48%
(2019)

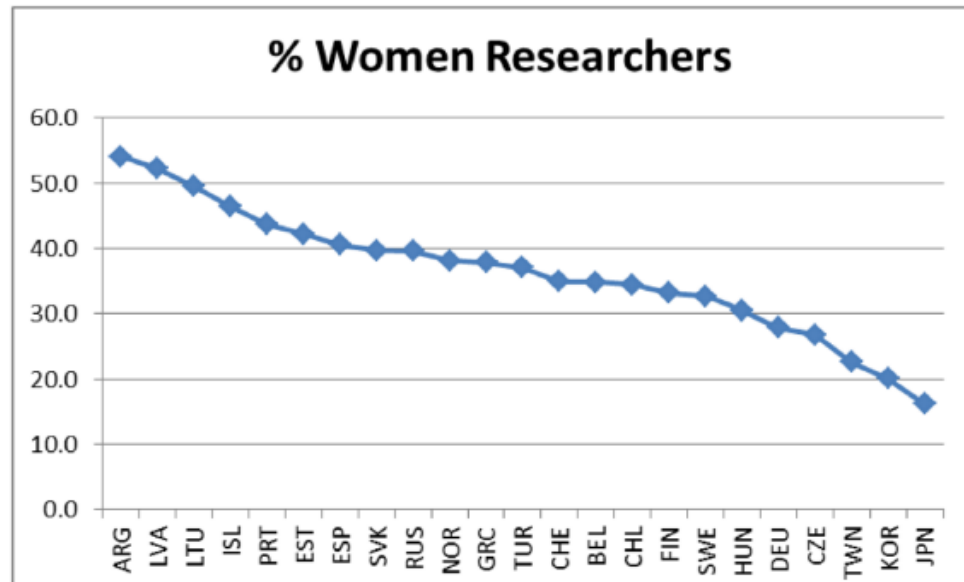


育児・介護休業法の改正
(2021.6)

改正育児・介護休業法
(2022.4) 段階的に施行

(4) 理工系分野における女性研究者

理工学分野で特に顕著なジェンダー・アンバランス



出典: OECD Main Science and Technology Indicators Vol 2019

日本の女性研究者比率は16.2%OECD主要23カ国中
最下位

・原因：
科学技術が伝統的に男性の分野という“常識”と、男性は家族を養い女性は家庭を守るという社会が課した男女の役割が日本ではいつまでも根強くはびこっていること

・科学技術分野の男女共同参画はなぜ必要か？
→「日本の持続的発展を維持するため」

(Dilworth Machi「科学技術分野における男女共同参画：日本の持続的発展のために」『日本女性科学者の会学術誌』20巻1号, 2020年. p.19-24)

Leaky pipeline (水漏れパイプ)を防ぐ取り組みとは

- ・女子中高生の理系進路選択支援政策(パイプライン・プログラムの一種)
- ・女性研究者支援事業(研究機関の組織文化の変革をめざす)

(5) 女性の人権

2001年 配偶者暴力防止法(DV防止法)成立
公的機関中心のDV被害者支援制度が整備

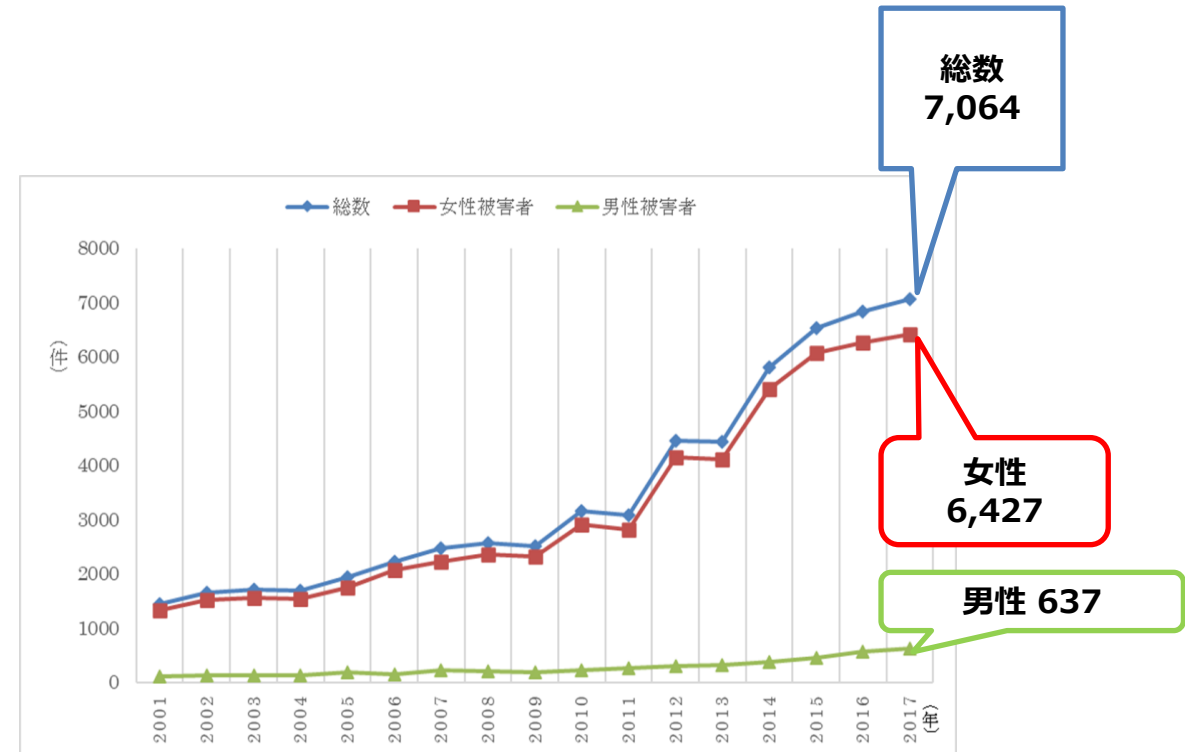
「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書」
→相談や取組不十分(総務省 2009)
(自治体担当者40.3%、民間担当者79.1%)

相談件数と一時保護件数、保護命令件数の落差
→DV被害者支援制度の行き詰まり

施行から20年、DV被害の多様化、複合化等
DV防止法の見直しが求められている

2019年 4度目のDV防止法一部改正
児童相談所との連携・協力

2022年 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律



配偶者間(内縁を含む)における犯罪の被害者の男女別割合(検挙件数)
約9割が女性被害者

小川真理子「震災とDV被害者支援：東日本大震災被災地における行政・民間へのインタビュー調査を通して」『経済社会とジェンダー』(日本フェミニスト経済学会誌)第4巻, 2019年, p.75-94

DV相談件数11万超(2018)

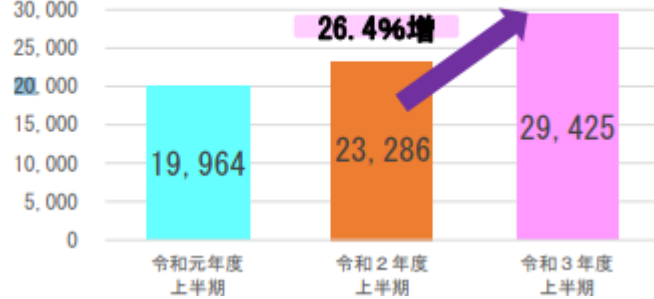
DV被害者の一時保護件数の減少
(2015~, 5,117件) 4,052人(2018)

保護命令利用の減少(2016~)
2010年保護命令既済3,114件中認容2,434件
2019年既済1,998件認容1,591件

(5) 女性の人権 性暴力・性犯罪

性犯罪・性暴力のためのワンストップ支援センター（全都道府県47カ所）

全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
(47都道府県)の相談件数の推移



内閣府男女共同参画局「女性版骨太の方針2022（女性活躍・男女共同参画の重点方針2022）説明資料」p.3, https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2022_setsumei.pdf

- ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り1カ所で提供
- ・24時間365日運営
- ・産婦人科医療、支援のコーディネート

子どもの性被害防止プラン

- ・子どもの性被害事犯に対する取り締まり強化（SNS不適切な書き込み対応、児童保護）
- ・学校関係職員の対応力向上
- ・児童相談所の体制強化

性行同意年齢の議論

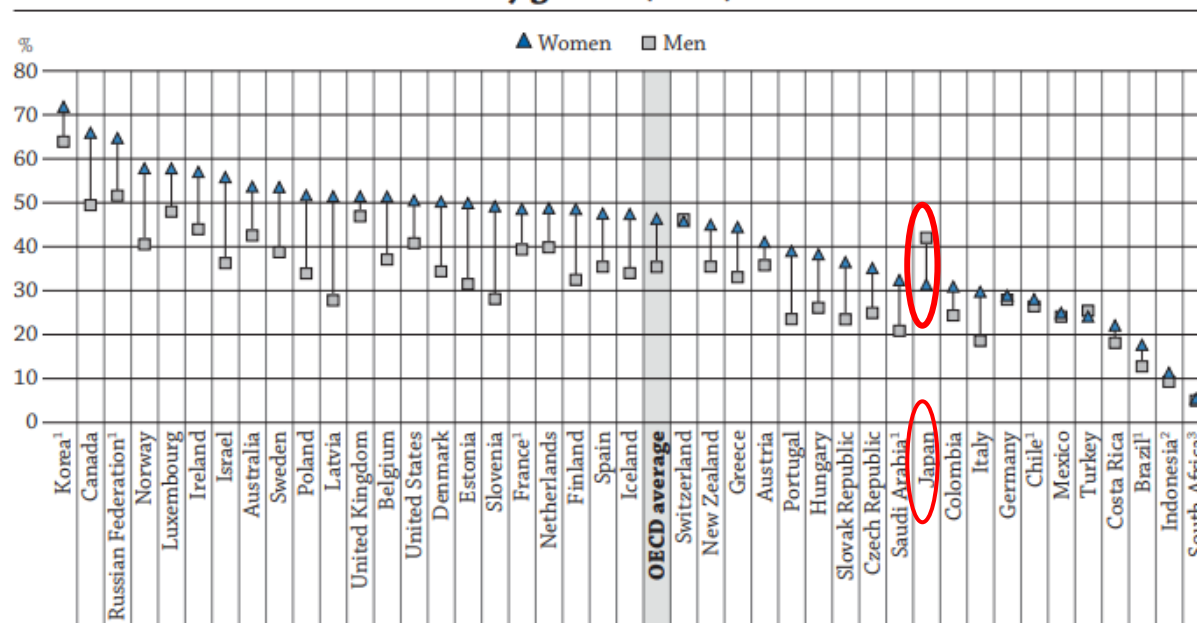
(5) 男性の人権

OECD諸国25 – 34歳
高等教育修了率
(男女別)

諸外国：女子の進学率↑
日本：男子の進学率↑

諸外国における
ジェンダー・ギャップ問題
→ 男子の教育達成の低調

Chart A10.1. Percentage of 25-34 year-olds who have attained tertiary education, by gender (2014)



1. Brazil, Chile, France, Korea, Russian Federation, Saudi Arabia: Year of reference 2013.

2. Indonesia: Year of reference 2011.

3. South Africa: Year of reference 2012.

Countries are ranked in descending order of the percentage of women who attained tertiary education.

Source: OECD, Table A1.4b. See Annex 3 for notes (www.oecd.org/education/education-at-a-glance-19991487.htm).

StatLink <http://dx.doi.org/10.1787/888933283820>

出典：OECD, Education at a glance 2015:188

https://www.oecd-ilibrary.org/education/education-at-a-glance-2015_eag-2015-en

(7) 性の多様性

2021年6月 LGBT理解増進法案 **未成立**

「性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」

自民法案(要綱)と野党法案の違い

自民党	歩み寄れるか	野党
LGBT理解増進法	通称	LGBT差別解消法
多様性を受け入れる精神の涵養(かんよう)と多様性に寛容な社会の実現	目指す社会	国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現
国民の理解の増進	方向性	性的指向、性自認に関する差別の解消
<ul style="list-style-type: none"> ・政府に理解増進に向けた基本計画策定を義務づけ ・自治体に施策の努力を求める ・企業、学校に啓発、相談機会の確保の努力 ・政府による施策の実施状況の公表(年1回) 	主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ・政府に差別解消を進める基本方針を定めるよう義務づけ ・自治体に基本計画を定めるよう義務づけ ・行政や企業の差別的取り扱いの禁止と合理的配慮 ・企業へ報告を求め、助言、指導、勧告などができる
「差別解消とか同性婚(容認)に一足飛びに行くのではなくて、まず自民党らしく理解の増進を」(稻田朋美・党特命委員長、4月8日)	発言	「実質的な差別解消、LGBT平等法といえるような内容に」(西村智奈美・野党案筆頭提出議員、4月27日)

2021年 4月 与党理解増進法 (要綱) 提出

2021年 5月 超党派連盟において法案がまとまる

2021年6月 与党国会への提出を見送る

世界80カ国以上で性的少数者に対する雇用差別禁止法 (2019)

オリンピック憲章 「性別、性的指向」による差別の禁止

「差別禁止」と「理解増進」

東京新聞 2021年5月9日「LGBT法整備、与野党で大きな隔たり 自民「まずは理解増進」、野党「実質的な差別解消を」」より
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/103005>

(7) 性の多様性 パートナーシップ制度

- 世界における同性パートナーの法的保護：契約型、事実婚、契約・事実婚・ドメスティック・パートナーシップ・シビルユニオン（登録パートナーシップ）・同性婚

日本：

2015年3月 東京都渋谷区議会は同性カップルを「結婚に相当する関係」（パートナーシップ）と認め区が証明書を発行する条例案を賛成多数で可決。
公的に同性カップルを認める制度は**日本初**

2015年4月

「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」の成立

2015年11月 渋谷区

パートナーシップ証明書の発行

- 渋谷区に居住、住民登録があること
- 20歳以上であること ・配偶者がいないこと及び相手方
- 当事者以外のパートナーがいないこと
- 近親者でないこと

- 2021年3月 札幌地裁**初**の判断 同性婚を認めないのは「違憲」



毎日新聞 2021年3月17日「同性婚不受理、違憲 国の賠償は認めず 札幌地裁初判決」より
<https://mainichi.jp/articles/20210317/ddf/001/040/001000c>